

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案
「損害賠償請求事件の和解等について」に対する意見）

保健体育課

1 概要

平成30年第3回沖縄県議会に知事が提出した議案「損害賠償請求事件の和解等について」に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成30年2月6日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「損害賠償請求事件の和解等について」の概要

- (1) 平成25年1月5日コザ高校野球部の練習中に外部コーチの打ったボールが原告の左眼球付近に当たったことにより後遺症（視力低下、視野障害）が生じた。
- (2) 野球部監督及び部長は、生徒の身体に危険を及ぼすことのないよう配慮すべき教育監督上の注意義務を負っていたにも関わらず、本件事故を発生させた過失があるとして、平成27年10月29日付けで那覇地方裁判所沖縄支部へ訴状を提出。

原告：被害生徒

被告：沖縄県

損害賠償請求額：4,414万1,422円

- (3) 平成29年11月29日付那覇地方裁判所沖縄支部民事部「和解案」（提案）

- (4) 和解内容について

- ① 被告は、原告に対し、本件和解金として金6,000,000円の支払義務があることを認める。
- ② 被告は、原告に対し、前項の金員を、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に原告指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- ③ 原告は、その余の請求を放棄する。
- ④ 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- ⑤ 原告と被告は、原告と被告の間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ⑥ 本件訴訟費用は、各自の負担とする。

- (5) 和解金について

和解金については、解決金総額1,000万円から独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付された障害見舞金400万円（H28.10.14支払済み）を控除した残り600万円を損害賠償金として議決承認後に原告へ支払う。

3 臨時代理した意見の内容

議案「損害賠償請求事件の和解等について」は、異議がない旨を回答した。